

第 71 回

加古川市情報公開・個人情報保護審査会

(資 料)

【議題（１）関係】

1 諮問第 44 号にかかる審査について

個人情報の収集の制限の例外及び外部提供の制限の例外について

諮問書 1

【議題（２）関係】

2 諮問第 45 号にかかる審査について

個人情報の外部提供の制限の例外について

諮問書 7

令和 2 年 3 月 2 日

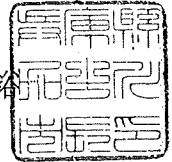
加古川市総務部総務課



諮 問 第 44 号
令和2年2月25日

加古川市情報公開・個人情報保護審査会委員長 様

加古川市長 岡 田 康 裕



個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

加古川市個人情報保護条例に基づき、標記のことについて審査会の意見をお聴きしたので、諮問します。

記

1. 個人情報の収集の制限の例外について（条例第6条第2項第6号関係）
別紙のとおり
2. 個人情報の外部提供の制限の例外について（条例第8条第1項第4号関係）
別紙のとおり

(別紙)

1. 個人情報情報の収集の制限の例外について (条例第6条第2項第6号関係)

担当課	収集する情報	事業の内容	収集する必要性	備考
家庭支援課 (こども部)	・市から児童虐待に関する情報提供を受けた児童に対して県警が対応した内容及び結果 ・児童の安全確保等のために県警が市に提供をする必要があると認めた情報	児童虐待への対応における警察との情報共有及び連携の強化	県警より、児童虐待に関する対応結果等の情報提供を受けることで、市が児童及び家庭に対して、より適切な支援を行うことが可能となるため。	

2. 個人情報情報の外部提供の制限の例外について (条例第8条第1項第4号関係)

提供先名	提供課名	外部提供する内容	外部提供する必要性	備考
兵庫県警察 本部及び兵庫 庫県に所在 する警察署	家庭支援課 (こども部)	加古川市要保護児童対策地域協議会において、支援が必要と判断した世帯に属する児童として管理をしている児童及びその世帯の構成員の情報のうち、児童(氏名、カナ、性別、生年月日、住所)、及び世帯の構成員(氏名、続柄、生年月日)の情報	県警が情報提供を受けた事案を取り扱う際に、市において児童虐待の対象として取扱い中の児童であることを把握することにより、児童虐待の見逃しを防止することにつながるため。	電子データに暗証番号を付して暗号化し、更にメール送信時にパスワード圧縮を行う。なお、パスワードは兵庫県警察本部生活安全部少年課長へのみ通知する。

児童虐待事案に係る兵庫県警との情報共有のためのデータ提供について

1. 概要

本市は、児童虐待事案の早期発見及び適切な保護を行うため、加古川市要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を設置している。要対協は、市内の医療関係、地域関係、福祉関係、教育関係、人権擁護関係、警察司法関係、消防関係等から構成され、児童及びその保護者に関する情報及び適切な保護を図るために必要な情報交換や支援内容の協議などを行っている。児童虐待が深刻化している現状を踏まえ、本市と兵庫県警察（以下「県警」という。）が連携し、夜間休日及び県内他市で子どもが保護された場合でも児童虐待案件に迅速かつ的確に対応し、子どもの安全を確保するため市と県警が協定書を締結し情報を共有する。

また、国からは「虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられる事案等に関する情報」については、必ず警察との間で共有することが明確化されることなど、児童虐待への対応における警察との情報共有等の通知がされていることから、市が行う必要最低限の情報提供は必要である。

2. 情報提供について

（1）家庭支援課から提供をする内容

家庭支援課が所管する要対協において支援が必要と判断をした世帯に属する児童（以下、「要保護児童」という。）及びその世帯の構成員の情報で次に掲げる事項。

（ア）児童の氏名、カナ、性別、生年月日、住所

（イ）構成員の氏名、続柄、生年月日

（2）家庭支援課から提供をする方法

①家庭支援課は、要保護児童を各月の月末までに決定する。

②家庭支援課は、翌月1日現在の①の電子データを、翌月15日（15日が土日祝日の場合は翌平日）までに県警へ電子メールで情報提供をする。

③県警は、各警察署が通報のあった世帯に介入する際、①のデータの内容を確認し、当該世帯が要保護児童の場合は、提供された情報を参考として、慎重かつ適切な判断、対応を期すことにより、児童の安全確保を図るものとする。ただし、提供データはあくまでも通告等があった時点のデータであること、また、虐待の有無等が確定したものではないことを認識して慎重な取扱いを行う。

（3）県警から提供を受ける内容

家庭支援課から情報提供を受けた要保護児童に対して県警が事案対応した内容とその結果及び児童の安全確保等のために県警が家庭支援課に提供をする必要があると認めた情報。

4. 効果

(1) 児童虐待の見逃し防止

県警が情報提供を受けた事案を取り扱う際に、市において児童虐待の対象として取扱い中の児童であることを把握することにより、児童虐待の見逃しを防止することにつながる。

(2) 児童の安全確保及び支援の強化

市から児童虐待に関する情報提供を受けた児童を県警が取り扱った場合に、県警が事案対応した内容及び結果を早期に市に情報提供することで、児童及び家庭に対して、より適切な支援を行うことが可能となる。

5. 実施時期

令和2年6月（予定）

6. 児童虐待に関する通告受付件数及び年度末時点での要保護児童人数（参考） 単位:人

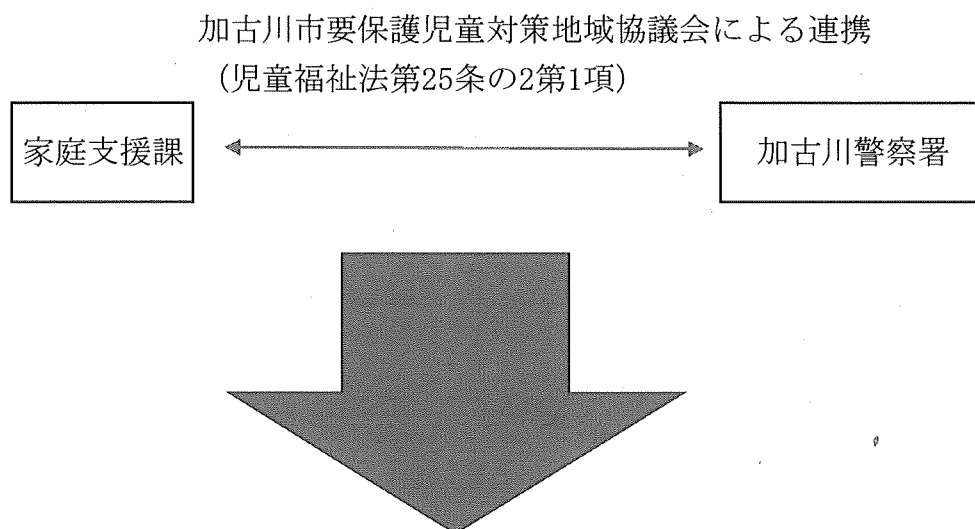
年度	通告件数	要保護児童数（年度末時点）
平成30年度	841	739
平成29年度	1,034	815
平成28年度	688	704

7. 個人情報の保護

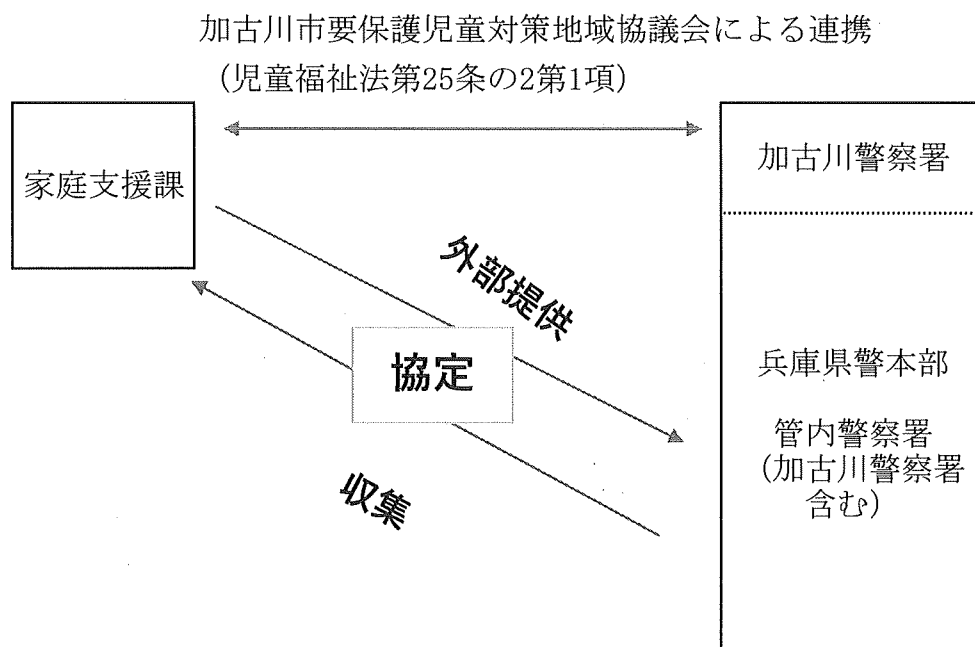
「加古川市個人情報保護条例」に基づき厳格に対処するとともに、所管課長である加古川市家庭支援課長及び兵庫県警察本部生活安全部少年課長は、個人情報にかかるデータについて、使用状況の管理、保安措置等を適正かつ厳格に行う。

- (1) 家庭支援課から県警への電子データの受け渡し及び受け取りは、電子メールで行う。
- (2) 家庭支援課の担当者及び県警の担当者は、互いのメールアドレスを予め使用端末に登録し、電子メールの誤送信を防止する。
- (3) 家庭支援課の担当者は、電子データに暗証番号を付して暗号化し、更にメール送信時にパスワード圧縮を行う。なお、パスワードは兵庫県警察本部生活安全部少年課長へのみ通知する。
- (4) 児童虐待の見逃し防止及び児童の安全確保にあたり必要でなくなった電子データは、県警において復元できないよう適切な方法により抹消することを義務付ける。
- (5) 個人情報の適正な取扱いを確保するために、加古川市及び県警において関係職員に対して、必要な研修・指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

〔現行〕



〔協定締結後〕



児童虐待事案に係る加古川市と兵庫県警察の連携に関する協定書(案)

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第4条第1項の規定に基づき、加古川市(以下「甲」という。)及び兵庫県警察(以下「乙」という。)の連携を強化するため、甲及び乙は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、児童虐待事案(以下「事案」という。)が深刻化かつ複雑化している現状を踏まえ、甲及び乙による緊密な連携及び適切な役割分担の下、事案への的確な対応を図り、もって子どもの安全を迅速かつ的確に確保及び維持することを目的とする。

(情報の提供及び共有)

第2条 甲及び乙は、事案に関して、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法に基づき、子どもの安全確保及び安全確認(以下「安全確保等」という。)のために、各々が保有する情報を双方が必要と認める範囲で、遅滞なく相手方に提供し共有するものとする。

2 甲が乙に提供する情報は、甲が保有する事案に関する情報のうち、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 子どもの氏名、フリガナ、性別、生年月日、住所
- (2) 前号の子どもが属する世帯の構成員の氏名、続柄、生年月日

3 乙が甲に提供する情報は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲から情報提供を受けた事案における乙の措置に係る情報
- (2) 前号に掲げるもののほか、子どもの安全確保等のために乙が甲に提供する必要があると認めた情報

(情報の提供及び共有に当たっての留意事項)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により提供を受けた情報については、これを甲又は乙以外の者に漏らしてはならず、また、子どもの安全確保等以外の目的に使用してはならない。

(協議解決)

第4条 本協定の内容に疑義が生じた場合は、両者が協議の上、これを解決するものとする。

2 この協定に定めるもののほか、事案に対応するための甲及び乙の連携に関し必要な事項は、両者が協議の上、決定するものとする。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 加古川市長

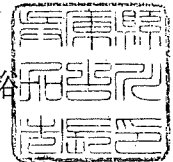
乙 兵庫県警察本部
生活安全部長



諮 問 第 4 5 号
令和2年2月25日

加古川市情報公開・個人情報保護審査会委員長 様

加古川市長 岡 田 康 裕



個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

加古川市個人情報保護条例に基づき、標記のことについて審査会の意見をお聴きしたいので、諮問します。

記

1 個人情報の外部提供の制限の例外について（条例第8条第1項第4号関係）

別紙のとおり

(別紙)

外部提供の制限の例外について（条例第8条第1項第4号関係）

提供先名	提供課名	外部提供する内容	外部提供する必要性等	備考
服薬指導の対象となる 薬剤を処方 した医療機 関等（病院、 薬局及びこ れに類する 機関）	国民健康保 険課 （市民部）	服薬指導の対象となる以下の情報 ・被保険者情報（住所、氏名、生年 月日、性別、被保険者番号） ・薬剤名	レセプト情報より抽出した重複して投薬を受けてい る対象者に適正な服薬を促す指導を行うとともに、処 方した医療機関等に提供し服薬内容の是正を効果的 に行うため。	

服薬指導事業について

1. 概要

複数疾患を有する患者は、複数の医療機関で多剤投薬を受け、中には重複して投薬を受けていることがある。この状態のまま服薬すれば、自身の身体に副作用や症状の悪化などが起こる危険があるため、服薬情報をお知らせして、適正な服薬を促す指導を行うものである。

国においても重複・多剤投薬者に対する取組みを保険者に求めており、平成 30 年度から実施の保険者努力支援制度において財政支援が始まった。兵庫県においても第 3 期医療費適正化計画において、重複投薬・多剤投薬の防止に取り組むこととしている。

現在の服薬指導事業では、被保険者にのみ通知を送付しているが、兵庫県医師会より、処方元の医療機関等に知らせることなく送付することは被保険者の不安を煽ることになり、医療機関等と患者の信頼関係を損なう原因になること、また、服薬内容の是正を効果的に行うには、処方元の医療機関等にも提供したほうが効果的であるとの要請を受けている。

2. 対象者

重複投薬・多剤投薬等を受けている人（約 1,000 人）

3. 事業内容

対象者をレセプト情報から抽出のうえ、現在の投薬情報等を対象者に通知するとともに医療機関等に提供し、服薬の適正化を図る。事業の流れは別紙のとおり。

4. 外部提供

(1) 提供先

服薬指導の対象となる薬剤を処方した医療機関等（病院、薬局及びこれに類する機関）

(2) 提供する情報

服薬指導の対象となる以下の情報

- ・被保険者情報（住所、氏名、生年月日、性別、被保険者番号）
- ・薬剤名

(3) 提供方法

文書により提供（予定）

5. 実施時期

令和 2 年 6 月（予定）

6. その他

対象者向けの送付文書には、医療機関等にも通知する旨を記載します。

令和2年度加古川市服薬指導事業（案）

